

第二種指定電気通信設備接続料規則の一部改正に係る省令案等について  
提出された意見の提出者の一覧

(受付順、敬称略)

意見提出者 (計 4 件)		
受付	意見受付日	意見提出者
1	平成 28 年 12 月 6 日	個人
2	平成 28 年 12 月 19 日	株式会社 NTT ドコモ
3	平成 28 年 12 月 19 日	KDDI 株式会社
4	平成 28 年 12 月 19 日	ソフトバンク株式会社

## 意見書

平成28年12月6日

総務省総合通信基盤局

電気通信事業部料金サービス課 あて

郵便番号

(ふりがな)

住所(所在地)

(ふりがな)

氏名(法人又は団体名等)(注1)

電話番号

電子メールアドレス

情報通信行政・郵政行政審議会議事規則第4条により、平成28年11月19日付けで公告された第二種指定電気通信接続料規則等の一部を改正する省令案等に関し、別紙のとおり意見を提出します。

注1 法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名を記載すること。併せて、連絡担当者の氏名を記載すること。

注2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。別紙にはページ番号を記載すること。

MVNO 接続料金を見直すと同時に MVNO 向けの相互接続義務や厳しい非対称規制を一部見直すべきではないか？接続義務は本来、MNO 間の相互接続をさせていたものを MVNO にも拡大適用したと記憶している。世界中を見ても MVNO にまで相互接続義務を適用している国は稀有である。むしろ Ofcom のように MNO に対する MVNO 規制自体を否定する規制当局も増えている。

MVNO の接続料金が下がり国内の競争が活性化する事は望ましいが、参入ハードルが下がり過ぎると

海外事業者が国内 MVNO へ参入して国内外の規制差を利用して日本の市場を一方向的に奪う事態も起こり得る。そういう事態に備えるためにも電気通信事業法 29 条 30 条を一部見直し相互接続義務や非対称規制の例外としてアライアンスの結成とアライアンス間の優遇を認め、MNO が国際競争やサービスの多様化に対してアライアンスを通じて柔軟に対応できる余地も視野に入れるべきだろう。

## 意見書

平成28年12月19日

総務省総合通信基盤局  
電気通信事業部料金サービス課 御中

郵便番号 100-6150  
住所 東京都千代田区永田町二丁目11番1号  
氏名 株式会社NTTドコモ  
代表取締役社長 吉澤 和弘

情報通信行政・郵政行政審議会議事規則第4条により、平成28年11月19日付けで公告された第二種指定電気通信設備接続料規則等の一部を改正する省令案等に関し、別紙のとおり意見を提出します。

該当箇所	意見
<p>第二種指定電気通信設備接続料規則の一部改正案 第9条第4項</p> <p>平成二十八年総務省告示第百十号の一部改正案 第3条第1項</p>	<p>先般の「モバイル接続料の自己資本利益率の算定に関するワーキングチーム」報告書にも記載のある通り、<math>\beta</math>の算定については、現状、「『移動電気通信事業に係るリスク及び当該事業者の財務状況に係るリスクを勘案した合理的な値』との考え方が規定されているにとどまり」、この結果、「各事業者の接続料に差を生じる一因となっている」ところ、<math>\beta</math>の算定方法等について必要な制度整備を図ることは、事業者間の更なる公平性の確保による公正競争促進、並びに接続料水準格差の是正に資するものであると考えることから、本改正に賛同致します。</p>
<p>平成二十八年総務省告示第百十号の一部改正案 第3条第2項</p>	<p>接続料の利潤算定にあたっての有利子負債の定義は、第二種指定電気通信接続料規則において「社債、借入金及びリース債務」である旨が明確かつ限定的に規定されているところ、<math>\beta</math>の算定における有利子負債については、「社債、借入金及びリース債務のいずれかに該当することが客観的に認められるものに限る」とされておりませんが、本来的には、双方の整合性を図る観点で、社債、借入金及びリース債務に限ることが適当であると考えます。</p> <p>この点、社債、借入金、リース債務以外の科目において、有利子負債の額に含み得る要素があるとすれば、事業者の恣意性が入り込まないように、総務省殿における適切な検証がなされるものと認識しております。</p> <p>また、当該要素が定常的に存在するというのであれば、透明性確保の観点から、当該要素を会計上明確に整理できるよう、事業会計規則の見直し等を行うことも必要であると考えます。</p>
<p>電気通信事業法施行規則の一部改正案 第23条の9の3</p>	<p>(略)</p>
<p>電気通信事業法施行規則の一部改正案 第23条の9の3 様式第17の4の5</p>	<p>(略)</p>

以上

意見書

平成 28 年 12 月 19 日

総務省総合通信基盤局  
電気通信事業部料金サービス課 御中

郵便番号 163-8003

住 所 とうきょうとしんじゅくにしんじゅくにちようめさんばんにごう 東京都新宿区西新宿二丁目 3 番 2 号

氏 名 かぶしがいしゃ KDDI 株式会社

だいひょうとりしまりやくしゃちよう たなか たかし 代表取締役社長 田中 孝司

情報通信行政・郵政行政審議会議事規則第 4 条により、平成 28 年 11 月 19 日付けで公告された第二種指定電気通信接続料規則等の一部を改正する省令案等に関し、別紙のとおり意見を提出します。

(文中では敬称を省略しております。)

## (総論)

モバイル接続料の自己資本利益率の算定に用いられる $\beta$ については、これまで具体的算定方法が規定されておりましたが、今回「モバイル接続料の自己資本利益率の算定に関するワーキングチーム」による議論を通じて $\beta$ の適切な算定方法の検討が行われ、そのルールの実効性を高めるため第二種指定電気通信設備接続料規則等を改正するものと理解しております。これにより、接続料算定の公平性・透明性を確保し、移動通信事業者の公正な競争環境の一層の整備が図られることを期待しています。

本ワーキングチームの検討においては、株式会社 NTT ドコモ（以下「NTT ドコモ」）の株価 $\beta$ を基にアンレバ・リレバしたものを各事業者の接続料算定に用いる $\beta$ とし、アンレバの際に用いる財務諸表については、NTT ドコモの連結財務諸表と単体財務諸表の資本構成比が大きく異なることを前提に、単体財務諸表に拠ることとされました。現状は NTT ドコモの営業収益に占める移動通信事業の割合が他の事業者と比較して最も高いことを踏まえれば、本検討結果のとおり代表的な移動通信事業者である NTT ドコモ株価  $\beta$  から他の複数の事業を営む事業者の移動通信事業に係る  $\beta$  を算出することは一定の合理性があると考えます。

しかしながら、「モバイル接続料の自己資本利益率の算定に関するワーキングチーム報告書」において「移動通信事業の特性により事業環境は数年単位で変化するほか、NTT ドコモについても、今後、子会社等も含めた事業の多角化が進展し、連結財務諸表と単体財務諸表の資本構成比が大きく異なるものになる可能性」があることが指摘されているとおり、仮に著しい市場変化が生じた場合には $\beta$ の算定ルールを見直す必要があると考えます。

(略)

## (各論)

## 第二種指定電気通信設備接続料規則

該当箇所	意見
附則 (検討) 3 総務大臣は、この省令の施行後三年を目途として、この省令による改正後の第二種指定電気通信設備接続料規則第九条第四項の規定の実施状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。	総論においても述べたとおり、今後、移動通信事業においては NTT ドコモの事業多角化や 5G、IoT 等の技術革新への対応により事業形態や事業構造が大きく変化する可能性があります。したがって、今回の省令案の規定にあるとおり、省令施行後上記のような著しい市場環境の変化が認められた際には、接続料算定に用いる $\beta$ についても今回定められた NTT ドコモの株価 $\beta$ をアンレバ・リレバしたもののみならず、各事業者の株価の推移から計測した $\beta$ を採用する方法等も含め、市場環境に即した適切なルールへと改めて見直しを図る必要があると考えます。

## 電気通信事業法施行規則

該当箇所	意見
第二種指定電気通信設備との接続に関する接続	(略)

<p>約款の届出)</p> <p>第二十三条の九の三</p> <p>法第三十四条第二項の規定により、接続約款を定め、又は変更しようとする者は、その実施の日の七日前までに、様式第十七の四の届出書に、次に掲げる事項を記載した接続約款（変更の届出の場合は、接続約款の新旧対照）並びに様式第十七の四の二から第十七の四の七まで及び総務大臣が別に告示する様式の接続料の算出の根拠に関する説明を記載した書類その他必要な書類を添えて提出しなければならない。この場合において、当該書類に掲記される科目その他の事項の金額及び数値は、接続料の算出に十分な精度を確保できる場合限り、端数処理を行つて表示することができる。</p>	
--	--

以上

## 意見書

平成 28 年 12 月 19 日

総務省総合通信基盤局  
電気通信事業部料金サービス課 御中

郵便番号 105-7317  
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんぼし  
住所 東京都港区東新橋一丁目9番1号  
(ふりがな) かぶしがいしや  
氏名 ソフトバンク株式会社  
だいひょうとりしまりやくしやちょうけんしーいーおー みやうち けん  
代表取締役社長兼CEO 宮内 謙

情報通信行政・郵政行政審議会議事規則第4条により、平成 28 年 11 月 19 日付けで公告された第二種指定電気通信接続料規則等の一部を改正する省令案等に関し、別紙のとおり意見を提出します。

このたびは、「第二種指定電気通信接続料規則等の一部を改正する省令案等」(以下、「本改正省令案」といいます)について意見提出の機会を設けていただきましたこと、御礼申し上げます。

以下の弊社意見について、宜しくお取り計らいの程お願い申し上げます。

該当箇所	意見
全般について	<p><b>【弊社意見①】</b></p> <p>第二種指定電気通信設備については、「MVNOに係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドライン」(以下、「MVNOガイドライン」といいます)のP.12において、「第一種指定電気通信設備のようなボトルネック性が認められないこと、移動通信市場においてはサービス競争が一定程度進展していること等の移動通信分野の特性に鑑み、二種指定事業者の設備投資やイノベーションに係るインセンティブに配慮する」と記載されています<sup>※1</sup>。</p> <p>また、2016年1月26日に公表された「電気通信事業法等の一部を改正する法律の施行等に伴う関係省令等の整備案等に対して寄せられた意見及び考え方(案)」のP.17【考え方 5-1】においては、上記ガイドラインの記載を引用しつつ御省の考え方として、「MNOの設備投資やイノベーションに係るインセンティブについて配慮することは重要と考えており、今回のMVNOガイドラインの改正においても、『第二種指定電気通信設備には第一種指定電気通信設備のようなボトルネック性が認められないこと、移動通信市場においてはサービス競争が一定程度進展していること等の移動通信分野の特性に鑑み、二種指定事業者の設備投資やイノベーションに係るインセンティブに配慮する』旨が記載されているところである」と明確に述べられています<sup>※2</sup>。</p> <p>日本におけるモバイル事業発展のためには、MVNO普及促進と同様にMNOにおける上記のようなインセンティブ付与も重要で、両者のバランスの確保が必要と考えることから、前述の従前の考え方も今一度踏まえ、今回の改正も含め第二種指定電気通信設備のルールについてはMNOとしての各種インセンティブを削ぐことのないものとするよう強く要望します。</p> <p>※1 <a href="http://www.soumu.go.jp/main_content/000431458.pdf">http://www.soumu.go.jp/main_content/000431458.pdf</a>          ※2 <a href="http://www.soumu.go.jp/main_content/000395925.pdf">http://www.soumu.go.jp/main_content/000395925.pdf</a></p>

該当箇所	意見
<p>第二種指定電気通信設備接続料規則（平成二十八年総務省令第三十一号）の一部を改正する省令案 第9条</p>	<p>【弊社意見②】</p> <p>本改正省令案は、「モバイル接続料の自己資本利益率の算定に関するワーキングチーム報告書」を踏まえ、公平性の観点から<math>\beta</math>の算定上の裁量の幅を可能な限り排除又は狭めることを主目的としているとの認識ですが、一方で、「モバイル接続料算定に係る研究会報告書」（以下、「モバイル接続料算定報告書」といいます）のP.27には、「期待自己資本利益率は、設備投資に係る自己資本の調達コストを適正な範囲で賄えるような水準とすることを基本」との記載があります<sup>※3</sup>。</p> <p>すなわち、自己資本費用を含む利潤の回収可能性はMNOの設備投資インセンティブに影響するもので、弊社意見①に記載のとおり当該インセンティブは十分に配慮されるべきものである以上、利潤算定に関する考え方が公平性に偏り過ぎたり、また利潤回収が原価回収と比べて軽視されたりといったことがあってはならないと考えます。告示等を含む実運用においては、当該インセンティブを削ぐことのないものとするよう強く要望します（なお、具体的な要望の一つは弊社意見③にて記述します）。</p> <p>※3 <a href="http://www.soumu.go.jp/main_content/000238119.pdf">http://www.soumu.go.jp/main_content/000238119.pdf</a></p>
<p>平成28年総務省告示第110号（接続料の算定に用いる値を定める件）の一部を改正する告示案</p>	<p>【弊社意見③】</p> <p>第二種指定電気通信設備接続料規則（以下、「二種接続料規則」といいます）第9条第3項の規定に基づく期待自己資本利益率の過去3年間の平均については、前々年度及び前年度（以下、「過去年度」といいます）分についても本改正省令案に則った<math>\beta</math>の算定方式（以下、「新方式」といいます）とするものとの理解ですが、以下の点で懸念があります。</p> <p>(1)3年平均の趣旨を損なうおそれがあること</p> <p>二種接続料規則における3年平均の規定の趣旨については、2016年3月11日に開催の第158回紛争処理委員会における御省資料「電気通信事業法等の一部を改正する法律について」のP.22において、「利潤の算定について、各年度の額の振幅を平準化するために・・・(略)・・・自己資本利益率(→過去3年間平均に)の算定方法等を規定する」と記載されています<sup>※4</sup>。</p> <p>しかしながら、今回過去年度分も含め新方式に基づき3年平均で計算された自己資本利益率を</p>

該当箇所	意見
	<p>用いた場合、新方式に基づき今年度単年で計算された自己資本利益率と比べ、結果として昨年度の自己資本利益率との振幅が大きくなることも十分考えられる状況です。</p> <p>(2) 3年平均の規定が導入された時点では、<math>\beta</math>の算定方式に関する詳細な見直し議論はなされていなかったこと</p> <p>3年平均は、確かに各年度の振幅を平準化する効果があり、その趣旨においてこの規定自体の是非については、導入時の議論においても目立った意見はなかったとの認識です。</p> <p>しかしながら、これは過去年度分の<math>\beta</math>は従来の各社の算定方式(以下、「従来方式」といいます)で算定済みであり、今後の接続料算定において従来方式での<math>\beta</math>を用いた上で3年平均を行った場合には、単年度での算定よりも振幅が抑えられることは当然であるとの前提に基づくものと考えます。すなわち、今回のように<math>\beta</math>の算定方式が大幅に変更となり、かつ過去年度分まで遡って適用する前提であれば、そもそもの3年平均導入の是非に立ち返って議論がなされるべきものと考えます。</p> <p>したがって上記(1)(2)を踏まえ、自己資本利益率の算定については、①過去年度分の<math>\beta</math>については従来方式の採用も可とする前提で3年平均を用いる、又は②新方式に基づき、3年平均ではなく今年度単年で算定する(来年度は、今年度と来年度の2年平均とする)、といった方法が認められるような措置を講じていただきたいと思います。</p> <p>※4 <a href="http://www.soumu.go.jp/main_content/000403073.pdf">http://www.soumu.go.jp/main_content/000403073.pdf</a></p>

以上